

## グループ指針 行動規範

2010年9月1日現在

担当: 法令遵守委員会(コンプライアンス・コミッティー)

「ケルバーグループの価値観と基本理念」に述べられている通り、我々にとって世界中いずれの地域であっても現地で適用されている法律と規則を遵守することは自明の理である。ケルバーAGの取締役会は、持続的な経済的成功はこの価値観と基本理念の遵守なくしては成立し得ないと確信している。この価値観と基本理念に加え、下記の行動規範は、ビジネスパートナーおよび社員に対し、遵守すべき規範として提示されなければならない。従って、ケルバーグループの社員は、各自が担当する業務において、適用法令のみならず高い倫理基準を遵守する義務がある。

### 1. 適用範囲と社員の責任

この行動規範は、ケルバーグループのすべての従業員、取締役およびその他役員（以下総称して**社員**と呼ぶ）に対して適用される。

### 2. 倫理的行動と適用法令の遵守

各社員は、高水準の倫理的行動と国内外の適用法令を遵守する義務がある。すべての行動およびビジネス関係において、各社員は、公平、丁重かつ信頼性のある行動をとり、またケルバーグループの名声を維持すると共に、これをより一層高めるように努力しなければならない。

各社員は、人権を尊重する義務がある。特に、差別はいかなる態様のものであれ（例えば、人種、民族、年齢、宗教、信条、性別、性的嗜好、婚姻関係、障害およびその他の特性に基づく差別）、当該差別が適用法令に違反する限り、一切禁止である。

子供の雇用や強制労働は一切禁止であり、国際法その他国際協定等に反する労働条件や取り扱いも禁止されている。

### 3. 環境保護

環境保護は、ケルバーグループにとって大変重要な課題である。従って、資源と汚染物質は、いずれも責任を持って取り扱わなければならない。

#### 4. 企業資産の保護

各社員は、企業資産の濫用や喪失がないようにこれを保護する義務がある。私的利用が許可されていない限り、原則どおり、企業資産は業務目的のみに使用するものである。各社員は、ケルバーグループの知的財産権、例えば特許、商標およびノウハウ等を侵害や喪失から保護しなければならない。第三者の知的財産権は、これを尊重しなければならない。

#### 5. 情報の取り扱い

企業秘密およびその他の重要な情報は、機密に取り扱い、権限のない者に対して開示しないように保護しなければならない。このことは、発明やその他のノウハウにも同様に適用される。企業秘密およびその他の重要な情報に接する社員は、権限なく当該情報を第三者へ交付したり、業務目的以外にこれを使用してはならない。

業務用の書類とデータ記録媒体は、権限のない第三者によるアクセスから保護しなければならない。個人情報、個人情報保護に関する適用法令の定めに従う場合に限り、これを収集し、また利用、保存することができる。

#### 6. 競争的行為

独占禁止法は、すべての市場参加者の利益のために、自由で偽りのない競争を確保し維持することを目的とする。

従って、各社員は、適用される独占禁止法および競争規制を目的としたその他の法令を遵守する義務がある。

#### 7. 賄賂・腐敗

国内、国外の如何なる業務活動においても賄賂は禁止である。我々は、法令に違反しなければ達成できないビジネスや社内目標は、放棄しなければならない。特に、下記事項は禁止されている。

- 国内又は国外の公務員に対して、公務に関する作為又は不作為の代償として、個人的、経済的、又はその他の便益を申込みまたは約束すること、またはこれを供与すること。
- 国内又は国外の企業の構成員又は代理人に対して、個人的、経済的、又はその他の便益を申込みまたは約束すること、またはこれを供与すること。
- 親族、友人、業者、アドバイザー、使者又は仲介者等、他者の援助を得て賄賂行為を実行すること。
- 他者の違法行為を支援すること。
- ビジネスパートナー又はその社員に対して、個人的、経済的、又はその他の便益を要求したり、同人からこれを受領すること。

ビジネスパートナーとの業務上の付き合いで行われる贈答品および接待は、通常の商慣習上の儀礼的なものであり、かつ法令に違反しない場合に限り、上記禁止事項の例外となる。

## 8. 利益相反

ケルバーグループの社員は、利益相反になり得る行為を回避する義務がある。原則どおり、密接な関係を有する個人（例えば、配偶者、同棲者、親戚又は友達）への発注や、密接な関係を有する個人が重要な役職に就いている、重大な支配権を有している、または交渉窓口として活動する企業への発注は、すべきでない。

## 9. 資金洗浄対策

ケルバーグループは、所定の法的枠組みの中で営業し、また不法な金融資産を取り扱わない信頼できるビジネスパートナーとのみ業務を行う。各社員は、資金洗浄規制関連法令を遵守し、資金洗浄が疑われる事実を発見した場合は、即時にこれを届け出なければならない。

## 10. 施行

ケルバーグループは、行動規範が積極的、かつ倫理的責任をもって遵守されるよう、必要な措置を講じる。ケルバーグループのすべての社員は、この規範を支持しなければならない。この規範に反する行動は、直ちに修正しなければならない。なお、違反行為は、即時解雇を含む相応の懲戒処分や、損害賠償請求の対象になるものである。

ケルバー AG

取締役会